

令和3年度税制改正① (1) DX投資促進税制の創設

ウィズ・ポストコロナに向け“つながる”デジタル環境の構築（クラウド化等）を促進し、デジタル技術を活用した企業変革（DX）を進める観点から、産業競争力強化法を改正し、同法に定める事業適応計画（仮称）に従って導入されるソフトウェア等への投資について税額控除又は特別償却ができる措置を創設。

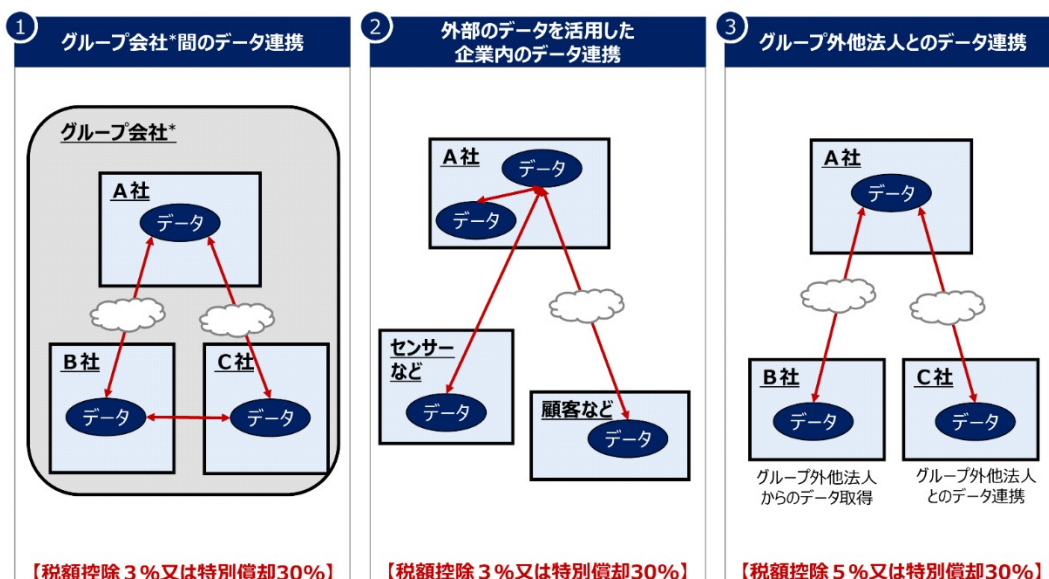
① 対象事業者と適用期限

産業競争力強化法の【事業適応計画（仮称）の認定】を受けた青色申告法人、適用期限はR4年度末。

② 認定要件・税制措置の内容

認定要件	デジタル (D) 要件	税制措置の内容															
	<ul style="list-style-type: none"> ① データ連携・共有 (他の法人等有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること) ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保） 		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>税額控除</th> <th>or</th> <th>特別償却</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ ソフトウェア</td> <td>3%</td> <td rowspan="3">30%</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>・ 繰延資産*1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 器具備品*2</td> <td>5%*3</td> </tr> <tr> <td>・ 機械装置*2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう *2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る *3 グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合</p> <p>※ 投資額下限：売上高比0.1%以上 ※ 投資額上限：300億円 (300億円を上回る投資は300億円まで) ※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで</p>	対象設備	税額控除	or	特別償却	・ ソフトウェア	3%	30%		・ 繰延資産*1		・ 器具備品*2	5%*3	・ 機械装置*2	
対象設備	税額控除	or	特別償却														
・ ソフトウェア	3%	30%															
・ 繰延資産*1																	
・ 器具備品*2	5%*3																
・ 機械装置*2																	
企業変革 (X) 要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 全社の意思決定に基づくものであること（取締役会等の決議文書添付等） ② 一定以上の生産性向上などが見込まれること等 																

③ 税額控除率について



グループ会社とは、会社法上の①親会社、②子会社、③当該①親会社の自社以外の子会社（＝兄弟会社）のいずれかをいう。